

水島コンビナート地区に係る防災計画の見直しについて

1 コンビナート防災体制

(1) 法体系と規制

石油コンビナート等災害防止法（石災法）により、コンビナート地区（特別防災区域）において、石油等を一定量以上貯蔵又は取り扱う事業所（特定事業所）に対する保安上の規制を行うとともに、事業所及び行政機関等による災害防止のための総合的な施策推進を図る。

また、消防法（石油等の危険物）、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法（毒劇法）等に基づき、関係行政機関が規制・指導等を行うことにより安全確保を図る。

(2) 行政機関の主な役割

国：施設等の保安基準・指針等の策定、海上災害対策、労働災害対策

県：石油コンビナート等防災本部の運営、高圧ガス保安法、毒劇法に基づく規制・指導

市：事業所防災体制の指導監督、消防法に基づく規制・指導、消火・救急活動、避難勧告

(3) 事業所の主な役割

- ・法令等に基づく施設設置・変更等の申請・届出
- ・保安規程の策定その他自主保安対策の実施
- ・自衛防災組織、共同防災組織の設置運営及び異常現象（事故等）の通報

(4) 石油コンビナート等防災本部

① 構成・役割

知事を本部長とし、国・県・市の関係機関、特定事業所等による協議会、防災関係機関等を本部員とする組織で、石災法に基づきコンビナート防災に関する総合的な施策を推進する。

② 事業

石油コンビナート等防災計画の作成・見直し、コンビナート総合防災訓練実施、防災に関する調査研究の推進、災害が発生した場合に国の行政機関等との連絡調整等を行う。

2 岡山県石油コンビナート等防災計画（水島地区）

(1) 目的・方針

石災法に基づき、岡山県石油コンビナート等防災本部が、水島コンビナート地区に係る災害の未然防止又は発生した災害の拡大防止のため、関係機関の役割明確化と連携推進を図り、もって住民を災害から保護する目的で作成している。

基本方針として、①関係事業所は災害の発生及び拡大防止に第一次的責任を有する ②災害防御の主眼は住民の安全対策を優先に行う ③防災関係機関は相互連携を密にする と規定。

なお、コンビナート地区は、地域防災計画の範囲外として、本計画で取り扱うこととされる。

(2) 構成

石災法に基づき、本計画では主に以下の事項について定めている。

- ① 総論：目的・基本方針、地区の現況、関係機関の役割分担
- ② 災害予防計画：行政機関の指導・監督、関係事業所の予防対策（物質別・災害別等）
- ③ 災害基本想定：火災、爆発、有毒ガス漏洩、流出油、地震、津波、高潮

- ④ 災害応急対策：防災組織、連絡通報、災害別応急対策、救助・保護(避難含む)、応援要請
- ⑤ 災害復旧：基本方針、公共施設の災害復旧

(3) 地震等への対応

本計画においては、東南海・南海地震の想定（M8.6、震度5強～6弱、津波浸水深さ2m以下など）等のもとに、地震や津波による施設被害や火災等の二次被害を想定し、これに対する応急対策、防災体制等を定めている。

なお、施設の耐震設計は消防法、高圧ガス保安法等の個別法で定める基準によるものとされており、今後、東日本大震災を踏まえて耐震基準が見直しされるものと考えられる。

(4) 計画の見直し

石炭法の定め（科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行い毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならない）に基づき、毎年関係機関に協議し必要な見直しを行っている。

3 本年度の計画見直し

(1) 見直し方針

本年度は、特定事業所へのアンケート調査により、地震・津波等に対する設備の安全性や従業員等の避難計画の現状と課題を把握するとともに、東日本大震災によるコンビナート被害情報、県独自の津波想定等を踏まえて、ソフト対策を中心に見直しを検討する。

ハード対策の見直しは、今後、国が示す3連動地震の災害想定や東日本大震災を踏まえた対策等に基づき、来年度以降に行うこととする。

災害想定、避難対策等については、県・倉敷市の地域防災計画との整合を図る。

(2) 主な見直し項目

災害予防計画、災害基本想定、災害応急対策、り災者救助・保護計画（避難等）等のうち、地震・津波に関する事項を中心に見直す。

(3) アンケートの実施

計画見直しに当たり、特定事業所（水島コンビナート地区保安防災協議会会員）の地震・津波対策の現状等を把握するため、倉敷市と共同で実施している。

[調査事項] 地震計等の整備状況、地震動・液状化・津波への対策の現状についてソフト・ハード両面から調査

4 見直しスケジュール

| | |
|---------|---|
| 7月～8月 | 事業所アンケート実施 |
| 9月中 | 事業所アンケートとりまとめ |
| 10月～11月 | 関係機関等との協議 専門家（学識経験者）からの意見聴取 |
| 12月 | 計画修正案の策定 |
| 1～2月 | 修正案について関係機関等へ意見照会 |
| 3月 | 岡山県石油コンビナート等防災本部員会議を開催し修正計画を決定 県議会へ報告、HP等で公表 |

※ WG（県・倉敷市の消防保安、危機管理担当職員等）により具体的な検討作業を進める。

5 その他

福山・笠岡地区コンビナート等防災計画については、広島・岡山両県の関係機関で構成する協議会により策定・見直しを行っているため、今後、水島地区を参考に見直しを進めるべく広島県と協議していく。